

岩手県告示第955号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成27年12月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成27年9月30日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社高建重機
    - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市平笠第25地割97番地1
    - ウ 代表者の氏名 松田末三
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第3767号
  - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成27年9月29日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成27年9月29日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社北岩手開発
    - イ 主たる営業所の所在地 二戸市米沢字荒谷30番地1
    - ウ 代表者の氏名 中舘眞
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第6409号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成27年9月28日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成27年9月28日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 片座建築
    - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡普代村第2地割字下村11番地7
    - ウ 代表者の氏名 片座一男
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第6978号
  - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成27年9月11日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成27年10月6日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社箱崎工務店
    - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町南日詰字京田56番地
    - ウ 代表者の氏名 箱崎浩行
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第7654号
  - (3) 処分の内容 石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及びしゅんせつ工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成27年9月18日付けで石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及びしゅんせつ工事業に関する一般建設業の許可の取消し

ゆんせつ工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成27年10月1日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社北栄建設

イ 主たる営業所の所在地 北上市村崎野23地割30番地27

ウ 代表者の氏名 八重樫幹夫

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-22)第8556号

(3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年10月1日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成27年10月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 みつば産業株式会社

イ 主たる営業所の所在地 花巻市東和町土沢6区20番地1

ウ 代表者の氏名 多田正志

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-22)第8559号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年10月5日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成27年9月25日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社蜂谷板金工業

イ 主たる営業所の所在地 花巻市鍋倉字荒屋敷36番地11

ウ 代表者の氏名 蜂谷淳

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第8952号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年9月8日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成27年8月18日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 澤口設備

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市西青山三丁目5番5号

ウ 代表者の氏名 澤口一輝

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第20248号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年7月6日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成27年10月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 創成保温

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市中堤町20番13号 河野ハイツ11号

ウ 代表者の氏名 渡辺勲

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第20624号

(3) 処分の内容 熱絶縁工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年10月6日付けで熱絶縁工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。